

支援 新型コロナウイルス感染症検査費助成事業

新型コロナウイルス感染症の早期発見および早期治療の促進を図るとともに、町民の感染疑いによる不安の解消を図るため、65 歳以上の方が本人の希望により PCR 検査または抗原定量検査を受ける場合の、検査費用を助成します。

■対 象 町内在住の 65 歳以上の方

■助成内容 検査費用を全額助成（1 回限り）

※検査を 2 回以上受ける場合は自己負担となります。

■検査場所 栗山赤十字病院 ☎ 72-5084（予約専用電話）

※平日の午前中に電話予約し、指定を受けた時間に来院して検査を受けます。

■検査期間 令和 3 年 3 月 31 日(木)まで

■検査費用 ・PCR 検査 25,000 円 ・抗原定量検査 10,000 円

※ 65 歳未満で検査を希望される方は、全額自己負担となります。

【問い合わせ】 町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

支援 持続化給付金（国が実施する制度）の申請期限は 令和3年1月15日(金)

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げの減少に直面する事業者に対して、事業継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給する制度です。

■対 象（次の要件 1 ～ 4 を全て満たす者）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で 50%以上減少している事業者
2. 令和元年以前から事業収入（売り上げ）を得ていて、今後も事業を継続する意思がある事業者
3. 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
4. 資本金の額または、出資の総額が定められていない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の事業者

■給付額 前年 1 年間の売り上げからの減少分

・法人 200 万円（上限） ・個人事業者 100 万円（上限）

【問い合わせ】 持続化給付金相談窓口 8：30 ～ 19：00

☎ 0120-279-292（土曜日・祝日を除く）

支援 栗山町中小企業等特別給付金の申請期限は 令和3年1月15日(金)

栗山町中小企業等特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の「持続化給付金」の支給対象とならない事業者に対して、町が一律 10 万円を支給する、持続化給付金の拡充制度です。

■対 象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で 20%以上 50%未満減少した月（令和 2 年 1 月から 12 月までの間で、事業者が選択した月）がある事業者

【問い合わせ】 町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 73-7516

相談 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

相談先	電話番号
北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	☎ 080-222-0018（24 時間対応）
岩見沢保健所	☎ 0126-20-0122（平日 8：45 ～ 17：30）

支援 家賃支援給付金（国が実施する制度）の申請期限は 令和3年1月15日(金)

家賃支援給付金は、5 月の緊急事態宣言の延長などにより、売り上げの減少に直面する事業者の皆さんの事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給する制度です。

■対 象（次の要件 1 ～ 3 を全て満たす者）

1. 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
2. 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いをしている事業者
3. 以下の給付要件全てに該当する事業者
 - ①令和 2 年 3 月 31 日時点で有効な賃貸借契約があること
 - ②申請日時点で有効な賃貸借契約があること
 - ③申請時の直近 3 カ月間の賃料の支払実績があること
 - ④令和元年 12 月 31 日以前から事業収入（売り上げ）を得ていて、今後も事業を継続する意思があること
 - ⑤ 5 月から 12 月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかに該当すること
 - いずれか 1 カ月の売り上げが前年同月比で 50%以上減少していること
 - 連続する 3 カ月の売り上げの合計が前年同期比で 30%以上減少していること

■給付額

申請時の直近 1 カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額の 6 カ月分（給付率は 2/3）

・法人 600 万円（上限） ・個人事業者 300 万円（上限）

【問い合わせ】 家賃支援給付金コールセンター 8：30 ～ 19：00

☎ 0120-653-930（土曜日・祝日を除く）

支援 栗山町特別家賃支援給付金の申請期限は 令和3年2月1日(月)

栗山町特別家賃支援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げの減少に直面する事業者の皆さんの事業継続を支えるため、国が支給する「家賃支援給付金」に、栗山町が独自で上乗せ支給する制度です。

■対 象（次の要件 1 ～ 3 を全て満たす者）

1. 国の家賃支援給付金の給付決定を受けている、または上記の「家賃支援給付金（国が実施する制度）の給付要件」（上記 3 の①～⑤）に該当していること
2. 町内に住所を有する個人事業者（町内で事業を営んでいる者を含む）、または町内に本社・事業所を有する法人であること
3. 町内に所在する土地・建物において、自らの事業のために賃料を支払っていること

■給付額

申請時の直近 1 カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額の 6 カ月分（給付率は 1/3）

・法人 150 万円（上限） ・個人事業者 75 万円（上限）

【問い合わせ】 町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 73-7516

なくそうコロナ差別

- 感染された方やご家族、職場の知人などに対する誹謗中傷や嫌がらせ、不当な扱いなどの差別的な対応をされないようお願いします。
- 憶測やデマを拡散せず、正確な情報に基づいて、人権に配慮した冷静な行動をとってください。